

各位

津島市健康福祉部
高齢介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの変更について(通知)

平素は、本市の介護保険事業の推進にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合においては、要介護認定の有効期間について、従来の期間に新たに12か月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる取扱いとしていましたが、令和4年10月13日付けで厚生労働省老健局老人保健課から別添のとおり通知があり、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとされました。

ただし、各市町村の判断により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することが差し支えないとされたため、長期間にわたって被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない状況を鑑み、本市では下記のとおり取り扱うこととしましたので、適切にご対応いただくようお願いします。

記

1 要介護認定等の有効期間合算について

次の(ア)～(ウ)の要件を満たす本市の介護保険被保険者について、当該被保険者等の申請により、要介護認定・要支援認定の有効期間に12か月までを合算することとします。

(ア) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に有効期間満了日を迎える被保険者であること。

※令和6年3月31日までの申請であっても、有効期間満了日が令和6年4月1日以降である場合は、要件を満たしません。

(イ) 要介護認定等の申請種別が更新申請であること(更新申請期間中の者に限る。)

(ウ) 新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難であること。

(Ⅰ) 入院(入所)中の医療機関または、介護保険施設において、面会制限を行っており、認定調査が困難であること。

(Ⅱ) 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、重症化リスクが高い基礎疾患等を有していること。

※原則、上記(Ⅰ)または(Ⅱ)を理由とした場合のみ申請可能としますので、単に新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるためという理由は該当しません。

2 有効期間合算の申請について

(1) 申請方法

様式第1号「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算申請書」をご提

出ください。

(2)代理申請について

原則、要介護更新認定・要支援更新認定申請に準じます。また、本人等の同意を得た上であれば、担当の介護支援専門員、入所または入院先の施設職員等も認めます。

3 その他

当該期間延長中に要介護(要支援)状態区分が変化すると推測される場合には、区分変更申請が可能です。

また、臨時的な取扱いの対象となるのは、更新申請のみです。新規及び区分変更申請につきましては、申請を受理し、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施させていただきます。このとき、申請から認定まで30日を超える場合には、介護保険法(平成9年法律第123号)第27条11項ただし書きの「特別な事由」に該当するものとします。

《参考》新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算申出書に係る要件

有効期間満了日が
令和5年3月31日まで

- 更新申請である。
※有効期間の2か月前から申請可能。

かつ

- 新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難である。
(要件)
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。等

有効期間満了日が
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- 更新申請である。
※有効期間の2か月前から申請可能。

かつ

- 新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難である。
(要件)
・入院(入所)中の医療機関または、介護保険施設において、面会制限を行っており、認定調査が困難であること。
・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、重症化リスクが高い基礎疾患等を有していること。

(取扱担当 高齢介護課介護保険グループ 電話0567-24-1117)